解散公告（第三回）

当法人は定款に定める存続期間満了により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十日

宮崎県都城市高崎町大牟田一二四七番地

社団法人大牟田振興会

代表清算人　兒玉　実範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡遠軽町寿町二六番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村　光則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

北海道紋別郡遠軽町東町二丁目一番地二〇

司法書士みどり法務事務所

相続財産管理人　司法書士　辻　香澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡遠軽町寿町二六番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

北海道紋別郡遠軽町東町二丁目一番地二〇

司法書士みどり法務事務所

相続財産管理人　司法書士　辻　香澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市新町一丁目八番地の一、最後の住所青森市古川一丁目一〇番二―一三〇一号

被相続人　亡　奥田　のり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

北海道紋別郡遠軽町東町二丁目一番地二〇

司法書士みどり法務事務所

相続財産管理人　司法書士　辻　香澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道紋別郡遠軽町寿町二六番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村　光則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

青森市長島二丁目一九番一二号村上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村上雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡色麻町大字上新町三番地一、最後の住所宮城県加美郡色麻町大字下新町三番地一

被相続人　亡　小嶋　紀之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

宮城県大崎市三本木秋田字西沢五番地一

相続財産管理人　小髙　雄悦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市南方町沼崎一八番地八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山崎　正喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

宮城県登米市迫町佐沼字中江四丁目一番地

一一一八ビル二階二号室

相続財産管理人　及川　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区荏原一丁目四五四番地、最後の住所千葉県松戸市常盤平四丁目一七番地

常盤平公団住宅E街区二三棟二〇六号

被相続人　亡　加藤　芳久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

宮城県気仙沼市赤岩老松四一番地二弁護士法人東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　東　忠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市海鹿島町五二四一番地、最後の住所茨城県神栖市柳川四一〇三番地一一

被相続人　亡　石井　敏三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

事務所茨城県鹿嶋市鉢形一〇八四番地二二

相続財産管理人　司法書士　大曽根佑一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡下仁田町大字川井乙一三四番地、最後の住所群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田三五三番地一四

被相続人　亡　吉澤　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

事務所群馬県高崎市飯塚町七三九番地二〇

相続財産管理人　桜井　一士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市中台一丁目一番地二、最後の住所千葉県成田市中台一丁目一番地二　五棟三〇五号

被相続人　亡　和田　聡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号

北野京葉ビル八階　真田綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鶴見　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県井原市芳井町花滝三九〇三番地、最後の住所千葉県柏市大津ヶ丘二丁目三一番地　七棟五〇六号

被相続人　亡　森下　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

事務所千葉県柏市柏二―六―七　佐山ビル五階　神谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　樋上　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市久喜中央一丁目一一番、最後の住所千葉県野田市吉春一三四番地の九

被相続人　亡　有江　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

千葉県流山市市野谷六五四―一　リバパレスおおたかの森五〇三　流山中央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大石　眞人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区貫井一丁目三七九番地、最後の住所東京都江戸川区中央三丁目二三番一八号グリーンコーポラスC二〇二

被相続人　亡　二戸　敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県輪島市門前町劔地タの四九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西野　正広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十日

石川県鳳珠郡穴水町大町チの二四番地四スタークイーン穴水一階おくのと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中上　勇輔